

鹿教義第 179 号
鹿教高第 193 号
鹿教特第 1008 号
鹿教保第 1008 号
令和 8 年 7 月 6 日

(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校教育等に関する移動の安全確保対策について（通知）

令和 8 年 5 月に発生した高校生のマイクロバス移動中の死亡事故を受け、別添のとおり文部科学省と国土交通省において、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」が取りまとめられました。

つきましては、本対策に基づく安全管理の徹底を図るため、貴教育委員会におかれましては、下記事項及び別添通知を所管する各学校に周知するとともに、適切な対応がなされるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、今回の通知文を本県における部活動を含めた学校教育等に関する移動の安全確保のための対策とし、下記 3 に掲げる通知については廃止します。

記

1 今後の対策

教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することを基本とする。

教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要である。このことから、部活動における生徒引率については、原則として公共交通機関（貸切バスを含む。）を利用することとし、やむを得ず自家用車、レンタカー等を使用する場合は、下記 2(4)に示す「安全管理チェックシート」を活用し、学校において、必ず事前承認を行うこと。

2 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

(1) ガバナンスの徹底

ア 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について、設置する学校に対して適切に管理運営すること。

イ 学校は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応すること。

ウ 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む

学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。

エ 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡すること。

(2) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

ア 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。

イ 学校は、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。また、契約に関する書面については整理して保存すること。

(3) レンタカーでの契約の在り方

ア 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行すること。

イ 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

(4) 自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行うこと。その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底すること。

(5) 運転手の手配の在り方

ア 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約すること。

イ 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

(6) 教職員等の同乗について

学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置すること。

(7) 安全意識の啓発・研修等

ア 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましいこと。

イ 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めること。

(8) その他

部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用すること。

3 廃止通知

(1) 「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け鹿児島教保第 95 号）

(2) 「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（平成 19 年 9 月 6 日付け鹿教保第 297 号）

(3) 「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（令和 8 年 5 月 15 日付け鹿教保第 75 号）

【連絡先】

○小・中・義務教育学校の教育課程に関すること

義務教育課 義務教育係

TEL : 099-286-5300

E-mail : gimu@pref.kagoshima.lg.jp

○高等学校の教育課程・文化部活動に関すること

高校教育課 高校教育係

TEL : 099-286-5291

E-mail : ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp

○中学校の文化部活動に関すること

義務教育課 企画調査係

TEL : 099-286-5298

E-mail : kikakuchousa@pref.kagoshima.lg.jp

○特別支援学校の教育課程・文化部活動に関すること

特別支援教育課 特別支援学校係

TEL : 099-286-5296

E-mail : t-tokkou@pref.kagoshima.lg.jp

○運動部活動に関すること

保健体育課 学校体育安全係

TEL : 099-286-5314

E-mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

鹿教義第 179 号
鹿教高第 193 号
鹿教特第 1009 号
鹿教保第 1008 号
令和 8 年 7 月 6 日

各県立学校長 殿

義務教育課長
高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

学校教育等に関する移動の安全確保対策について（通知）

令和 8 年 5 月に発生した高校生のマイクロバス移動中の死亡事故を受け、別添のとおり文部科学省と国土交通省において、「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」が取りまとめられました。

つきましては、本対策に基づく安全管理の徹底を図るため、下記事項及び別添通知を教職員等に周知するとともに、適切な対応をお願いします。

なお、今回の通知文を本県における部活動を含めた学校教育等に関する移動の安全確保のための対策とし、下記 3 に掲げる通知については廃止します。

記

1 今後の対策

教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することを基本とする。

教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要である。このことから、部活動における生徒引率については、原則として公共交通機関（貸切バスを含む。）を利用することとし、やむを得ず自家用車、レンタカー等を使用する場合は、下記 2(4)に示す「安全管理チェックシート」を活用し、学校において、必ず事前承認を行うこと。

2 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

(1) ガバナンスの徹底

ア 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について、設置する学校に対して適切に管理運営すること。

イ 学校は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応すること。

ウ 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底すること。

エ 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡すること。

(2) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

ア 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。

イ 学校は、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。また、契約に関する書面については整理して保存すること。

(3) レンタカーでの契約の在り方

ア 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行すること。

イ 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

(4) 自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行うこと。その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底すること。

(5) 運転手の手配の在り方

ア 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約すること。

イ 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

(6) 教職員等の同乗について

学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置すること。

(7) 安全意識の啓発・研修等

ア 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましいこと。

イ 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めること。

(8) その他

部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用すること。

3 廃止通知

(1) 「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け鹿児島教保第 95 号）

(2) 「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（平成 19 年 9 月 6 日付け鹿教保第 297 号）

(3) 「中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について」（令和 8 年 5 月 15 日付け鹿教保第 75 号）

【連絡先】

○小・中・義務教育学校の教育課程に関すること

義務教育課 義務教育係

TEL : 099-286-5300

E-mail : gimu@pref.kagoshima.lg.jp

○高等学校の教育課程・文化部活動に関すること

高校教育課 高校教育係

TEL : 099-286-5291

E-mail : ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp

本文書の分類基準表の分類番号 (G-6-0) (安全指導総括)

○中学校の文化部活動に関すること

義務教育課 企画調査係

TEL : 099-286-5298

E-mail : kikakuchousa@pref.kagoshima.lg.jp

○特別支援学校の教育課程・文化部活動に関すること

特別支援教育課 特別支援学校係

TEL : 099-286-5296

E-mail : t-tokkou@pref.kagoshima.lg.jp

本文書の分類基準表の分類番号 (G-6-0) (安全指導総括)

○運動部活動に関すること

保健体育課 学校体育安全係

TEL : 099-286-5314

E-mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

本文書の分類基準表の分類番号 (G-6-0) (安全指導総括)

本年5月のバスによる移動中の死傷事故を受け、文部科学省と国土交通省において、学校教育等に関する移動の安全確保のための対策をとりまとめましたので、通知します。今回のような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、対応の徹底をお願いします。

8 文科教第 6 8 1 号

令和 8 年 6 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝

スポーツ庁次長

浅 野 敦 行

文化庁次長

日 向 信 和

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

文部科学省高等教育局長

合 田 哲 雄

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）

学校教育等に関する安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、令和8年5月、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。子供たちの安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、学校教育等における移動に当たっては、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要があります。

このため、同月19日には、国土交通省と連携して、部活動の遠征等における安全確保について通知（以下、「5月19日通知」という。）を発出しました。

加えて、更なる安全確保に向けて、同月21日に、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、関係者のヒアリング等も実施しながら、実効性のある安全対策について検討を行ってきました。

今般、同連絡会議における検討を踏まえ、両省は「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」をとりまとめましたので、通知します。

本対策においては、学校教育等における自動車による移動時の安全確保について、（1）ガバナンスの徹底、（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化、（3）レンタカーでの契約の在り方、（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活

用、(5) 運転者の手配の在り方、(6) 教職員等の同乗について、(7) 安全意識の啓発・研修等の7項目にわたり、実効性のある対策をお示ししています。

学校教育等における安全の確保については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。学校教育等における移動に当たっては、5月19日通知に加え、本対策の内容を十分に踏まえ、児童生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、各国公立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人の長にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

【添付資料】

資料1 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」(令和8年6月30日 文部科学省・国土交通省)

資料2 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 フローチャート・Q&A(学校用)」

【参考資料】

- ・「部活動の遠征等における安全確保について(通知)」(令和8年5月19日付け8ス地ス第8号)

＜本件担当＞

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

- 「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」について
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内線 2966）
- 運動部活動について
スポーツ庁地域スポーツ課（内線 3953）
- 文化部活動について
文化庁参事官（芸術文化担当）付（内線 2832）
- 修学旅行等について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課（内線 2389）
- 私立学校制度について
文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線 2531）

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

資料1

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（３）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず^{※1}、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う
その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（５）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等^{※2}に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（６）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（７）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

令和8年6月30日

文部科学省

国土交通省

はじめに

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生した。子供たちの安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、学校教育等¹における移動に当たっては、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要がある。

このため、可能な取組を速やかに実施する観点から、同月19日には、文部科学省と国土交通省が連携して、部活動の遠征等における安全確保について通知（以下「5月19日通知」²という。）を発出した。加えて、同月21日に、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」（別添資料1）を設置し、関係者のヒアリング等も実施しながら、自動車による移動時の安全確保について実効性のある対策を検討した。

今般、連絡会議における検討を踏まえ、両省は本対策を取りまとめ、文部科学省は学校関係者に対して、国土交通省はバス事業やレンタカー事業等の関係者に対して、本対策の内容について周知し、学校教育等における移動の安全確保の徹底を図ることとした。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の男子ソフトテニス部の部員20名が、部活動の遠征のため新潟県から福島県に向かうマイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生した。
- 事故の発生を受け、同月7日以降、文部科学省では、学校法人北越高等学校の所轄庁である新潟県を通じて、北越高等学校に対して本件事故等について確認を実施するとともに、国土交通省では、北陸信越運輸局がバス事業者である蒲原鉄道等に

¹ 本文書は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）及び高等専門学校（第一学年から第三学年まで）における教育活動並びに部活動の地域展開による地域クラブ活動を主な対象として念頭に置いている。

² 「部活動の遠征等における安全確保について（令和8年5月19日8ス地ス第8号スポーツ庁地域スポーツ課長、文化庁参事官（芸術文化担当）、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知）」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00009.html

対して、立入調査及び監査等を実施しており、現時点においても事故の発生に至る経緯等について引き続き確認を行っている。

- 文部科学省による調査において、北越高等学校は、
 - ① 学校の管理職が、本件遠征の実施について、事前に把握できていなかった
 - ② 本件遠征において、引率は顧問の教員 1 名が行い、同教員はバスに同乗しなかった旨などを回答した。また、文部科学省は、
 - ③ 本件事故以前に作成されていた北越高等学校の「危機管理マニュアル」³には、校外活動での危機未然防止対策が記載されていなかった旨などを確認した。
- 国土交通省による調査等において、蒲原鉄道は、事故が起きるまで会社として同社担当者が関与していることを把握できていなかった旨などを回答した。
- また、本件事故については、当日使用されたバスや運転者の手配などの事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高等学校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況にあり、文部科学省及び国土交通省による調査等に対する回答において、北越高等学校と蒲原鉄道はそれぞれ、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答した。その他、北越高等学校と蒲原鉄道間では貸切バス契約も過去行っているが、その際には運送引受書を交付していなかった旨の回答も得ている。
- 本件については、現在も捜査中であり、引き続き、慎重に事実関係を確認する必要がある。

2. 今後の対策

- これまで、文部科学省では、児童生徒の安全確保に向け、学校保健安全法に基づく危機管理マニュアルの作成をはじめ、必要な措置が講じられるようガイドライン等を示し、対応を求めてきた。国土交通省では、道路運送法等の関係法令により、輸送の安全対策の強化を図る制度の整備を進めてきた。
- 学校教育等に関する児童生徒の移動に関して、今後、安全対策の実効性を高めるため、学校及び事業者の双方において組織としてのガバナンスの徹底や、学校及び

³ 学校保健安全法第 29 条に基づき、学校は、児童生徒等の安全の確保を図るために、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成する義務がある。

なお、北越高等学校は危機管理マニュアルを 5 月 12 日付けで改正し、校外活動での危機未然防止対策について追記した。

事業者の間で契約の透明化・文書化、運転者や自動車の適切な手配、教職員等の同乗、安全意識の啓発・研修などが重要である。

- その上で、学校教育等に関する児童生徒の移動については、地域の実情等に応じて、様々な移動手段の利用が考えられるところであり、公共交通機関以外の自動車について、主な移動手段の類型と留意事項等を別添資料2のように整理した。
- このうち、旅客自動車運送事業については、道路運送法等により、事業者による安全規制の遵守に加えて、国土交通省による事前・事後でのチェック体制が構築されている。学校がこの移動手段を活用する場合は、5月19日通知において、既に、留意点を示したとおり、以下の対策を行うことが重要である。
 - ①国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うこと
 - ②乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること
 - ③国土交通省作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（令和7年9月25日改訂）⁴等も適宜活用すること
 - ④貸切バスの場合は、貸切バス事業者から運送引受書⁵の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること
- また、公共ライドシェア⁶についても、道路運送法等に基づき、登録を受けた実施主体が旅客自動車運送事業に準じた安全対策を講じた上で運行がなされている（別添資料3参照）。学校がこの移動手段を活用する場合は、5月19日通知において、既に、留意点を示したとおり、同事業の登録を受けた実施主体に依頼することが重要である。
- さらに、スクールバスを含め、学校が乗車定員11名以上の自動車を1台以上所有する場合などは、道路交通法等に基づき、安全運転管理者の選任等の義務があり、安全管理に必要な業務を行うこととされている⁷。
- 上記の移動手段に加え、自家用車やレンタカーの利用が想定されるが、教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又

⁴ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html

⁵ 旅行会社を介して貸切バスを手配した場合は、貸切バス事業者の名称及び運送事業許可の有無について、運送引受書ではなく、旅行契約書面及び最終旅行日程表等への記載等により明示されることから、これにより契約内容を明確化すること。以下、本文書において同じ。

⁶ 公共ライドシェアとは、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス（旅客から収受する対価は実費の範囲内）。

⁷ 安全運転管理者制度の概要（<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisva/pdf/seido.pdf>）

はスクールバス（別添資料 2【A、B、C】）を利用することが基本となる。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情等も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等を利用することも含めて移動手段を検討することが重要である。

- 上記も踏まえ、学校教育等に関する児童生徒の移動に関して、5月19日通知に加えて、今回とりまとめた対策は以下のとおりである。
- なお、現在、公立の中学校等を主な対象として、部活動の地域展開等が推進されており、展開後の地域クラブ活動についても、子供たちの安全確保は重要である。このため、本対策については、5月19日通知と同様に、適用が可能な部分については、「学校」を「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」、「学校の管理職」を「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任者」、「部活動」を「地域クラブ活動」、「教職員」を「地域クラブ活動のスタッフ・指導者等」と読み替えて、部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用する。

（１）ガバナンスの徹底（別添資料 2【A～E 全て】）

- 学校の設置者は、以下（２）～（７）を踏まえて学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対する適切な管理運営を行うこと。その上で、学校及び交通事業者等（貸切バス事業者、タクシー事業者、公共ライドシェア事業者、レンタカー事業者及び旅行業者。以下同じ。）は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応に当たること。
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、校外活動の移動の際の安全確保に責任を負う立場であるため、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等⁸による事前承認を含む安全管理を徹底すること。
その際、引率計画の書面等には、引率を行う日程・行程、引率する児童生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等を記載すること。
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡すること。
- 学校の設置者は、上記のガバナンスの徹底について、設置する学校の状況を把握し、その管理運営を適切に行うこと。

（２）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化（別添資料 2【A、B、E】）

⁸ 校務支援システムやコミュニケーションアプリ、メールを含む ICT の活用等も含む。以下、本文書において同じ。

- 学校は、移動手段の手配に当たって交通事業者等を利用する際、法令に基づく許可又は登録等を受けていることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度等を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付すること⁹。
- 学校、交通事業者等とともに、事業用自動車（いわゆる緑ナンバーの車両）、自家用自動車、レンタカーに限らず、当該自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。契約に関するこれらの書面については整理して保存しておくこと。

（３）レンタカーでの契約の在り方（別添資料２【Ｅ】）

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等¹⁰に依頼せず¹¹、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領し、当日携行すること。
- 学校は、レンタカー契約に際して、借り受ける自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的等をはじめ必要事項を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。
- 学校は、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しないこと¹¹。

（４）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用（別添資料２【Ｄ、Ｅ】）

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、別添資料４の「安全管理チェックシート」を参考に¹²、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認¹³（学校の管理職の承認）、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前

⁹ 貸切バス事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２に基づき、運送引受書の交付・保存が義務付けられている。

¹⁰ 交通事業者等以外の事業者を含む。（３）において同じ。

¹¹ 例えばレンタカー付き宿泊プランを利用するなど、法令上の登録を受けた旅行業者及び旅行業者代理業者を介してレンタカーを手配する場合を除く。

¹² 本チェックシートを教職員がチェックした後、学校管理職に提出するなどにより、チェックシートに記載された項目等について管理職が責任をもって確認を行うこと。なお、オンラインのフォーム等を活用することも考えられる。

¹³ 自動車の保険については、自動車損害賠償責任保険と併せて、任意保険に加入すること。なお、事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられている。

承認を徹底すること。

（５）運転者の手配の在り方（別添資料２【Ｄ、Ｅ】）

- 学校は、自家用自動車（公共ライドシェアを除く）やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等¹⁴に直接依頼し、適切に契約すること。
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しないこと。
- 学校は、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないこと¹⁵を事前に確認すること¹⁶。
- 運転者の適性把握等に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）¹⁷による適性診断¹⁸を活用することも考えられること。

（６）教職員等の同乗について（別添資料２【Ａ～Ｅ全て】）

- 学校は、学校教育等における移動に自動車を使用する場合、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等の配置計画を立てた上で、適切に配置すること。

（７）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者¹⁹は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましいこと。
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努めること。
- 学校の管理職は、教職員に、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加を奨励するとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府

¹⁴ 自家用自動車管理業を行っている事業者や国による許可を受けて労働者派遣事業又は職業紹介事業を行っている事業者等

¹⁵ 例えば、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書や無事故・無違反証明書により人身事故歴や交通違反歴について確認することができる。

¹⁶ 運転者について、必要事項を都度確認する方法のほか、生徒を引率する可能性がある教職員等について予め必要事項を確認の上で登録制として運転者リストを管理する方法も考えられるが、その場合において運転免許の有効期限や事故歴・交通違反歴等について最新の状況が反映されるよう留意すること。

¹⁷ 自動車事故の発生防止と事故被害者の保護の増進を目的として設立された独立行政法人。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/jikotai/nasva/index.html>

¹⁸ 適性診断とは、運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うもの。

¹⁹ 部活動の地域展開後の地域クラブ活動においては、「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」と読み替える。

県私学担当部局等が、教職員に対する安全運転講習会や研修、セミナー等を実施する際に、必要に応じて安全意識の啓発を行うなど、研修、セミナー等への協力に努めること。

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者に対して、安全に関する情報提供を行うこと。

<参考>

別添資料1：学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議

別添資料2：学校教育等における移動手段の類型と留意事項

別添資料3：公共ライドシェア（交通空白地 自家用有償旅客運送）の活用について

別添資料4：安全管理チェックシート

（自家用車・レンタカー利用時）（事前確認用、当日確認用）